令和6年度 日額会員に伴う規約 (指定管理)

有限会社 すみれ福祉会 根形放課後児童クラブ

日額会員に伴う規約

- 1、 利用(形態)方式
 - (1) この制度は保育を必要としたとき利用することができる。
 - (2) 料金徴収に関しては、原則として金融機関の引き落としとする。 「別紙 預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」 引き落とし日は、翌月5日とする。

(当日が土曜・日曜・祝日の場合は5日以降の平日とする。)

- (3) 引き落としの料金については、前月の末日までに請求書を発行する。
- (4) 申請書類提出後から3ヶ月以降(当月の16日以降に提出した場合は、 翌月を1ヶ月目とする。)金融機関の引き落としが未登録の場合、又利用料引き 落としの際に残高不足の場合には、事務手数料を徴収することができる。 (別紙料金表)に基づく。
- (5) 当月分の引き落としができなかった場合には、本会より発行される振込 依頼書に準じ、当月末までに指定振込口座に支払いをしなければならない。 (振込手数料は個人負担とする)
- (6) 利用する場合は、当日の9:59までにすみれ福祉会緊急連絡メッセージ(さくら連絡網)で予約を登録する。(その他の利用登録については、「すみれ福祉会緊急連絡メッセージ(さくら連絡網)説明書(別紙7)」参照)
- 2、利用料金

上記については料金表に基づく。

- 3、利用料金徵収内容
- 半日・・・・・・・ 7:00~12:00までの保育を利用する場合12:00~19:00までの保育を利用する場合
- 1日・・・・・・・ 7:00~19:00までの保育を利用する場合
- 給食・・・・・・・ 月~土の平日の日に食事を利用する場合
- 延長・・・・・・・ 保育時間を超える場合
- その他諸経費・・・・・ 上記の料金徴収以外でかかる費用 (園外活動等)

付則

- この規約は、令和3年4月1日より施行する。
- この規約は、令和4年4月1日より施行する。
- この規約は、令和5年4月1日より施行する。
- この規約は、令和6年4月1日より施行する。